

一般社団法人日本医療薬学会 日本医療薬学会年会長選任細則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本医療薬学会（以下、本学会）の定款第44条で定める日本医療薬学会年会長（以下、年会長）を公正且つ円滑に選任することを目的とする。

(年会長候補者)

第2条 年会長の候補となる者（以下、年会長候補者）は、本学会代議員であること。

2 年会長候補者は、次条による選考時に前項の要件に適合していなければならない。

(年会長候補者推薦小委員会)

第3条 年会長候補者を公正且つ円滑に選出するため、総務委員会小委員会として年会長候補者推薦小委員会（以下、推薦小委員会）を設置する。

2 推薦小委員会は、総務担当副会頭、総務委員長、財務委員長、直近に開催した年会の年会長及び会頭が指名する2名以上の代議員を含めて構成することとし、小委員長は総務委員長が担う。

(推薦委員会による年会長候補者の選出)

第4条 推薦小委員会は、原則として毎年開催し、若干名の年会長候補者を選出し会頭に報告する。

2 推薦小委員会は、原則として5年度先までに開催する年会の年会長までを選考の対象とする。

3 推薦小委員会は、年会長候補者を公募すると共に、本小委員会の構成委員が適切な年会長候補者を推薦することができる。

4 年会長候補者に応募する者は、推薦小委員会が定める書式をもって応募しなければならない。なお、自薦、他薦を問わないこととする。

(理事会による年会長候補者の選任及び年会長の決定)

第5条 会頭は、推薦小委員会の選考結果を受け、これを理事会に諮り年会長候補者を決定する。また、複数の年会長候補者を選出し、順位を付して決定することができる。

2 会頭は、前号の結果を受け、年会長候補者に打診すると共に内諾を取得する。内諾が得られた場合には、理事会に報告すると共に年会長として決定する。

(改廃)

第6条 本細則の改廃は、理事会の決議を経る。

附則

本細則は、2022年11月1日より実施する。

制定 2016年3月26日

2022年11月1日